

令和元年第13回坂町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 令和元年12月5日(木)

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 (開 議) 令和元年12月5日(木)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員(12名)

|                |                    |
|----------------|--------------------|
| 1番 尾 崎 光 君     | 2番 安 竹 正 君         |
| 3番 光 岡 美 里 君   | 4番 主 枝 幸 子 君       |
| 5番 奥 村 富 士 雄 君 | 6番 柚 木 喬 君         |
| 7番 出 下 孝 君     | 8番 瀧 野 純 敏 君       |
| 9番 大 田 直 樹 君   | 10番 中 雅 洋 君        |
| 11番 中 川 ゆかり 君  | 12番 川 本 英 輔 君 (議長) |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|             |             |
|-------------|-------------|
| 町 長         | 吉 田 隆 行 君   |
| 副 町 長       | 財 満 芳 洋 君   |
| 教 育 長       | 太 田 耕 樹 君   |
| 技 監         | 荒 木 勲 君     |
| 総 務 部 長     | 新 木 之 博 君   |
| 民 生 部 長     | 中 村 政 愛 君   |
| 教 育 次 長     | 河 本 和 彦 君   |
| 総 務 課 長     | 藤 本 大 一 郎 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 車 地 孝 幸 君   |
| 税 務 住 民 課 長 | 大 畠 英 司 君   |
| 民 生 課 長     | 宮 本 隆 一 君   |

|            |           |
|------------|-----------|
| 保険健康課長     | 増 木 梨 江 君 |
| 環境防災課長     | 窪 野 稔 君   |
| 産業建設課長     | 本 家 正 博 君 |
| 都市計画課長     | 西 谷 伸 治 君 |
| 学校教育課長     | 新 谷 裕美子 君 |
| 生涯学習課長     | 福 嶋 浩 二 君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 吉 原 修 君   |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 西 谷 信 樹 君 |
| 主 事 | 秦 正 憲 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

「諸般の報告」

「議 会」

- (1) 議長報告
- (2) 総務厚生委員会報告
- (3) 産業文教委員会報告
- (4) 災害復旧・復興対策調査特別委員会報告
- (5) 地方創生推進特別委員会報告
- (6) 後期高齢者医療広域連合議会報告
- (7) 監査委員報告

「行 政」

- (1) 町長報告

議 事

日程第1

「会議録署名議員の指名」

日程第2

「会期の決定」

|       |        |                                                  |
|-------|--------|--------------------------------------------------|
| 日程第 3 | 議案第62号 | 「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」             |
| 日程第 4 | 議案第63号 | 「職員の給与に関する条例の一部改正について」                           |
| 日程第 5 | 議案第64号 | 「坂町手数料条例の一部改正について」                               |
| 日程第 6 | 議案第65号 | 「坂町営住宅設置及び管理条例の一部改正について」                         |
| 日程第 7 | 議案第66号 | 「坂町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部改正について」                    |
| 日程第 8 | 議案第67号 | 「坂町有住宅設置及び管理条例の一部改正について」                         |
| 日程第 9 | 議案第68号 | 「坂町印鑑条例の一部改正について」                                |
| 日程第10 | 議案第69号 | 「坂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」 |
| 日程第11 | 議案第70号 | 「令和元年度坂町一般会計補正予算（第4号）」                           |
| 日程第12 | 議案第71号 | 「令和元年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」                   |
| 日程第13 | 議案第72号 | 「令和元年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」                      |
| 日程第14 | 議案第73号 | 「令和元年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」                     |
| 日程第15 | 発議第5号  | 「議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」                  |
| 日程第16 |        | 「一般質問」                                           |

~~~~~〇~~~~~

9. 議 事 の 内 容

（開会 午前10時00分）

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

（一同「おはようございます」）

○議会事務局長（西谷信樹君） 御着席ください。

○議長（川本英輔議員） 改めまして、おはようございます。ことしも残り少なくなりました。議員各位の協力のもとに12月定例会が開会できますことに対して、心から感謝を申し上げます。

師走に入り、公私ともこれから何かとお忙しくなると思いますが、体調には十分留意され、輝かしい新年を迎えていただきたいと思っております。

ただいまの出席議員は12名です。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより令和元年第13回坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りします。

議事事件説明のため、説明員の出席を求めたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時01分）

（再開 午前10時03分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 皆さん、おはようございます。令和元年第13回坂町議会定例会が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

このたびの定例会では、12件の案件について御審議をお願いをいたしております。案件の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきたいと存じます。何とぞよろしく御審議をくださいますようお願いを申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 議事に先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、議会から報告を行います。

報告1 議長報告。

議長報告を行います。

去る11月13日に全国町村議長会創立70周年記念式典及び第63回町村議会議長全国大会が東京NHKホールにおいて開催されました。

創立70周年記念式典では、改革先進議会として全国から10議会が、また、永年議員及び事務局職員として在職し、功労のあった者402名が表彰されました。

町村議会議長全国大会では、特別決議として、東日本大震災等大規模自然災害からの復興及び災害対策、議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備や令和2年度国の予算編成及び施策に関する要望として28項目、地域要望として9項目が提出され、それぞれ満場一致で承認されました。

資料につきましては、事務局で保管しております。

以上で、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告2 総務厚生委員会報告。

光岡総務厚生委員長。

○3番（光岡美里議員） 総務厚生委員会報告を行います。

令和元年9月20日、リサイクルセンター坂移設事業について担当課から説明を受けた後、質疑応答を行いました。

10月3日には、坂町民生委員児童委員協議会の大岡会長を初め、役員6名と意見交換を行い、災害後の活動状況と課題についてお聞かせいただきました。

10月11日には、鯛尾ストックヤードの現地視察を行い、進捗状況の確認を行っています。

11月1日には、障害者親の会との意見交換を行い、災害後、大きく変わった意識や課題などについてお聞かせいただきました。

以上で、総務厚生委員会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告3 産業文教委員会報告。

中産業文教委員長。

○10番（中 雅洋議員） 産業文教委員会の活動内容について報告いたします。

去る10月11日、町内道路の拡幅事業の進捗状況、また、11月15日には低地帯の排水路対策の進捗状況の2件に対し関係課に出席してもらい、委員会を開催いたしました。

町内道路拡幅事業につきましては、生活道路の整備計画として、総延長2万2,581メートルを対象とし、幅員4メートル以上を達成した道路の長さの達成状況をパーセントであらわし、それを指標として、毎年、少しずつではあるが、進んでいるようでございます。ちなみに、平成26年末55.8%を基準値に、令和元年度末には58%の達成見込みである旨、報告を受けました。

町内道路拡幅という課題に対しては、情報が共有化でき、議会も議員の情報を行政側に提供しながら、問題解決に向け両輪で取り組んでいく必要があると痛感いたしました。

また、低地帯の排水路対策の進捗状況については、5カ所のポンプ場を対象に進捗状況の報告を受け、部分的な質疑応答のみを行い、業務委託中の雨水排水処理能力検証では、測量・流量計算報告書作成が未完成であったため、再度、5カ所の報告書が作成された3月ごろ委員会を開催し、報告を受けることといたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告4 災害復旧・復興対策調査特別委員会及び報告5 地方創生推進特別委員会報告。

中川副委員長。

○11番（中川ゆかり議員） 災害復旧・復興対策調査特別委員会報告を行います。

令和元年9月20日に災害復旧・復興対策調査特別委員会を開会し、町側から説明員の出席を求め、平成30年7月豪雨における緊急事業などの今後の見通しや災害公営住宅、坂町復旧・復興プランについての説明を受け、質疑等を行いました。

また、11月15日は、災害公営住宅の家賃等について町担当職員から説明を受け、質疑等を行いました。

今後も、一日も早い復旧・復興のため、情報の共有や早急な対応を求めてまいります。

す。

次に、地方創生推進特別委員会報告を行います。

令和元年10月31日、全長450メートルの人工海浜沿いにレストランや物販施設がある山口県岩国市由宇町にあります潮風公園みなとオアシスゆうに視察に行きました。今後とも、ベイサイドビーチ坂の活用策について取り組んでまいります。岩国市の担当職員や指定管理団体の代表から管理運営や年間を通してのイベントなどの説明を受け、質疑等も行いました。

以上で、災害復旧・復興対策調査特別委員会及び地方創生推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告6 後期高齢者医療広域連合議会報告。

光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会に出席しましたので、報告します。

令和元年10月18日、エソール広島において、全員協議会に引き続き、令和元年第1回定例会が開会されました。

会議の内容は、議長に広島市の今田議員、副議長には福山市の熊谷議員が選任され、監査委員に呉市の上村議員が選任されました。

次に、広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会委員の推薦について、東広島市の乗越議員を推薦する旨の報告を受けました。

次に、平成30年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算について、それぞれ認定されました。

令和元年度一般会計補正予算及び令和元年度特別会計補正予算は、いずれも原案のとおり可決され、閉会いたしました。

以上で、広島県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告7 監査委員報告。

奥村監査委員。

○5番（奥村富士雄議員） 監査委員報告をさせていただきます。

監査は、坂町代表監査委員である野村哲朗氏及び私、奥村富士雄の2人が実施いたしました。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査を令和元年9月分を

9月19日、令和元年10月分を10月21日、令和元年11月分を11月20日にそれぞれ実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、現金の出納は適正であると認めます。

次に、平成31年4月1日から令和元年9月30日までの一般会計及び各特別会計予算の執行状況を確認するための定例監査を10月28日から11月26日の間の11日間実施いたしました。

監査方法につきましては、事務事業が予算に基づいて計画的、効果的かつ経済的に執行されているかという点を主眼において実施し、監査内容につきましては、定例監査報告書を作成し、12月23日に町長に提出する予定となっております。

以上で、坂町監査委員の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、行政から報告を行います。

報告1 町長報告。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それでは、諸般の報告をいたします。

去る11月27日、NHKホールにおいて、来賓として内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長をお迎えし、全国町村長大会が盛大に開催され、私が出席をいたしました。

大会では、東日本大震災、熊本地震及び大型台風豪雨災害等からの復旧・復興の加速化を図るとともに、激甚化、広域化する自然災害に対する全国的な防災・減災対策を強化することを初めとする決議12項目と、これからの町村行政と新たな圏域行政に関する特別決議、農村価値の創生に関する特別決議、防災・減災対策のさらなる強化・推進に関する緊急決議を全会一致で決議し、大会終了後、国会議員に対して要請活動を行いました。

なお、決議、特別決議、緊急決議の写しをお手元にお配りをいたしておりますので、参考に供してください。

次に、10月下旬から11月下旬にかけて、東京都におきまして開催された各種事業の促進全国大会等が開催され、私が出席をいたしました。

大会は、10月30日、中国地方道路整備促進決起大会、11月5日、災害復旧促進全国大会、11月6日、治水事業促進全国大会、11月12日、災害復旧促進全国大会、11月13日、下水道事業促進全国大会、11月19日、全国治水砂防全国大

会、11月26日、全国浄化槽推進市町村協議会、11月28日、水産業振興漁村活性化促進大会、同じく11月28日、国保制度改善強化全国大会が開催され、それぞれの課題に基づいた大会決議等が採択され、大会終了後に国会議員、関係省庁に要望をいたしました。

また、11月30日、12月1日、東京国際フォーラムにおいて、町イチ！村イチ！2019が開催され、私が出席をいたしました。坂町は復興マルシェへ出展をし、坂町の特産品の展示販売を行うとともに、マスコットキャラクター「坂うめじろう」による町のPRを行いました。

○議長（川本英輔議員） 以上で、諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、坂町議会会議規則第125条の規定により、議長において、3番光岡美里議員、4番主枝幸子議員、5番奥村富士雄議員を指名します。

日程第2「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月10日までの6日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

会期は本日から12月10日までの6日間に決定しました。

日程第3 議案第62号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、日程第4 議案第63号「職員の給与に関する条例の一部改正について」の2議案を一括議題とします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、日程第3、議案第62号及び日程第4、議案第63号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第62号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関

する条例の一部改正について」及び議案第63号「職員の給与に関する条例の一部改正について」は関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

二つの条例改正につきましては、令和元年8月の人事院勧告及び国家公務員の給与改定並びに令和元年10月の広島県人事委員会の勧告に準拠するため、条例の一部を改正をいたすものでございます。

人事院勧告の概要でございますが、民間における賃金水準を反映し、民間給与が国家公務員給与を平均387円上回っていることから、月例給については、若年層に重点を置きながら給料表を平均0.1%引き上げるとともに、賞与についても民間が公務を上回っているため、0.05カ月の引き上げを行うこととなっております。広島県人事委員会の勧告についても同様の内容となっております。

このことを踏まえ、当町におきましても、国家公務員に準じた改定を行うことが適切であると判断をいたしました。

議案第62号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」でございますが、特別職の期末手当の支給月数を6月分と12月分ともに2.225月から2.25月に改正をいたすものでございます。

議案第63号「職員の給与に関する条例の一部改正について」でございますが、国家公務員と同様に、若年層に重点を置きながら給料表を平均0.1%引き上げるため、別表第1行政職給料表のとおり改定をいたすものでございます。

次に、勤勉手当につきましては、6月分と12月分ともに、一般職につきましては0.925月から0.95月に引き上げるよう改正をしております。

なお、給料表の改正は平成31年4月1日から適用することとしており、以上の給与改定に伴う増額分等につきましては、このたびの補正予算において計上させていただいております。

このほか、令和2年度以降の住居手当について、手当の支給対象となる家賃額の下限を四千元引き上げるとともに、手当の最高支給限度額を千円引き上げる等、所要の改定をいたしております。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これから、質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論、採決に入ります。

討論、採決は一括とせず、議案ごとに行います。

まず、議案第62号について討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、議案第62号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第62号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 次に、議案第63号について、討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、議案第63号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第63号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第5 議案第64号「坂町手数料条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第64号「坂町手数料条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

住民基本台帳法の一部改正により、住民票及び戸籍の附票の除票に関する規定が新たに設けられたことに伴い、当該交付に係る手数料を定める必要があるため、手数料条例の一部を改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第64号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第64号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第6 議案第65号「坂町営住宅設置及び管理条例の一部改正について」、日程第7 議案第66号「坂町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部改正について」、日程第8 議案第67号「坂町有住宅設置及び管理条例の一部改正について」の3議案を一括議題とします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、日程第6、議案第65号から日程第8、議案第67号までを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第65号「坂町営住宅設置及び管理条例の一部改正について」、議案第66号「坂町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部改正について」、議案第67号「坂町有住宅設置及び管理条例の一部改正について」は関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

この議案は、平成30年7月豪雨による被災者が災害公営住宅等に入居するために必要となる関係条例の一部を改正をするものでございます。

公営住宅等への単身入居は一時入居を除き基本的には認められておりませんが、被災者、不良住宅の撤去、その他特別な事情がある者の入居について明確に記すなど条例の一部を改正するとともに、現在建設中の5団地の災害公営住宅を適正に管理するため、条例に加えるものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 町有住宅についても、全てちょっと記述されてるんですが、いわゆる災害云々、不良住宅の撤去、不良住宅の撤去ということについてちょっと詳しくお聞きしたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

文言的に不良住宅の撤去の意味ということで、不良住宅の撤去というのは、例えば今にも倒壊しそうな住宅とか、災害ではなくて、従前よりそういった倒壊しそうな状態である住宅の撤去などといった意味の言葉になろうかと思えます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 結局、ある程度、町有住宅においては、子育て支援ということで、基本的には決められているんですが、この方らが例えば入るとすりゃ、何戸を予定されているのかどうかというのが、幾らか基本的なスタンスが崩れるんじゃないかと思ったんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

町有住宅におけます子育て支援の居住区のことについてだと思われませんが、そこについては、従来どおりの入居案件については存在しておりますので、そういったところの案件を言うのではなく、どうしても従前のものでいきますと、新旧対照表の中で1番から6番までの項目の中が全て該当するというものになっておることから、こういった、このたび新たに1項として上の四つまでを入れまして、2項のほうに今の前項の規定にかかわらずという例外規定のほうを明記させることで、今後、出るであろうと思われまして災害公営住宅にも入居できなかった方がありますとか、その他事情をもしお持ちの方が極力入居できるような環境を整備したいということでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 結局、災害と不良住宅というのは兼ねてるんか、それとも全く不良住宅の撤去のために入る人に町有住宅を準備するよという形になってるんですが、この人らは長くおってじゃと思うんですよね、実際に。そういうふうなことで、災害は一時的に入居されるというのはわかるんです。その意味で、不良住宅の撤去そのものの理由で入居される方というのが長くおられるんで、その辺との絡みはどうでしょうかという質問なんです。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

不良住宅の撤去に関してでございますが、入居の際の各入居者の方の諸事情もあろうかと思われまして。そこらあたりも、入居の際には、こちらの条項にございますが、判断をしながら、その期間等は見きわめて上で、入居の可否の判断等は行っていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ちょっと別な質問ですけども、2番目のいうか、66号の坂町特定公共賃貸住宅設置いうものでちょっと確認したいんですが、この趣旨というのは、一般の民家をこれに住宅にして貸すというふうなことでよかったですかね。済みません、その確認です。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

特定公共賃貸住宅につきましては、ここに入居する際の入居要件がございますので、こちらの改正事項をもって、一般の方をすぐ入れるというものではございません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 結局、今、賃貸住宅は何軒あるんですか。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

平成ヶ浜住宅がこの特定公共賃貸住宅に該当しますが、こちらのほうが50戸ほどございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論、採決に入ります。

討論、採決は一括とせず、議案ごとに行います。

まず、議案第65号について、討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第65号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第65号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 次に、議案第66号について、討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、議案第66号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第66号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 次に、議案第67号について、討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、議案第67号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第67号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第9 議案第68号「坂町印鑑条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第68号「坂町印鑑条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領が改正されたため、印鑑条例において、成年被後見人に係る資格条項を見直し、法定代理人が同行し、かつ、当該成年被後見人本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有する者として、印鑑登録の申請ができるよう印鑑条例の一部を改正をするものでございます。

また、施行期日は令和元年12月14日でございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第68号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第68号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第10 議案第69号「坂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第69号「坂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

この議案は、子ども・子育て支援法の改正を受けて、運営の基準などを定めた内閣府令に誤りがあったため、本条例を改正をいたすものでございます。

なお、本年10月から実施をしている無償化に影響があるものではございません。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第69号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第69号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第11 議案第70号「令和元年度坂町一般会計補正予算（第4号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第70号「令和元年度坂町一般会計補正予算（第4号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ各事業の決算見込みに基づいた補正計上を行い、また、職員の給与改定及び人事異動による給与の調整をいたしたことにより、既定の予算総額に2億9,743万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億9,169万2千円といたすものでございます。

7ページの債務負担行為補正につきましては、国土強靱化地域計画策定事業を追加をいたし、地方債補正では、防災対策事業、災害復旧事業及び学校施設整備事業の限度額を変更をいたすものでございます。

それでは、歳入歳出の主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入につきまして、14ページの国庫支出金、災害復旧費国庫負担金では、国庫負担率の引き上げに伴い、道路橋梁災害復旧事業7,118万3千円を計上いたし、教育費国庫補助金では、小中学校トイレ整備事業に係る財源といたしまして、学校施設環境改善交付金8,272万8千円を計上いたしました。

17ページの町債、災害復旧債では、国庫負担率の引き上げに伴い、道路橋梁災害復旧事業を減額をいたし、また、ふるさと自然のみち災害復旧事業3,150万円を計上いたしました。

教育費では、小中学校トイレ整備事業1億6,540万円を計上いたしました。

次に、歳出で、20ページの総務費、企画費では、三世代同居等住宅支援事業400万円を計上いたしました。

24ページの民生費、保育所費では、幼児教育・保育の無償化に伴い、施設等利用給付費を計上いたしました。

27ページの農林水産費、水産業振興費では、漁業基地内合併浄化槽改修工事350万円を計上いたしました。

31ページの消防費、防災対策費では、防災行政無線改良工事311万3千円を計上いたしました。

33ページの小学校費、学校管理費では、トイレ整備工事1億9,480万5千円を計上いたし、34ページの中学校費、学校管理費では、トイレ整備工事7,895万2千円を計上いたしました。

37ページの災害復旧費、民生施設災害復旧費では、小屋浦保育所用地購入費を減額をいたし、都市計画施設災害復旧費では、ふるさと自然のみち災害復旧工事3,000万円を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 33ページと34ページにあります小中学校のトイレ整備工事についてです。

町内、和式のトイレですとか、タイルの傷みですとか、そういったところに対応していただけるものと思うんですが、どのような工事になるのか、詳細をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 河本教育次長。

○教育次長（河本和彦君） お答えいたします。

工事は現在の各校の老朽化は千差万別、いろいろときれいなところもあれば、そうでないところも実際はございます。そちらのほうを1カ所1カ所検討しまして、例えば内壁がもう若干傷んでいるよというところは、内壁等も含めて工事をする。それと、和式便所は全て洋式化を行います。それと、天井等に今は蛍光灯がついてますが、ちょっと暗い要因もありますんで、全てのトイレをLED化を検討しております。

また、においのもととなっている排水溝の分なんかは、学校によっては全然におわないトイレもありますので、そこの部分を一齐に全部、今、はやりの乾式化というお話は、今、考えておりません。ある程度、現状の使用が耐え得るものという判断をしたところは、現状の床を例えば舗装とかなんかできれいにする。また、どうしてもにおい等、老朽化がひどい、割れているところもあるというところについては、乾式化できれいにするというので、児童生徒がやっぱり学校の中で過ごしやすい環境をといるのを配慮しながら、4校とも一齐にトイレの工事は今回はさせていただこうと考えております。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 傷みぐあいの程度によって工事の状況を変えるということで、乾式の話が出ましたが、乾式化をされる小中学校と、乾式化しないところというところもあわせて御説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 河本次長。

○教育次長（河本和彦君） お答えいたします。

乾式化を図るところというのは老朽化が進んでいるところなのですが、まず坂小学校、こちらについては老朽化が進んでますし、床等も当然傷んでるということで、これについては補修じゃなくて乾式化等を入れようと思ってます。

また、横浜小学校につきましては、新校舎と旧校舎、職員室側の旧校舎、二つトイレの経路があるんですが、新校舎側、体育館側の横のほうですね、そちらのほうについてはにおいもしない、床等、内壁等もきれいということで、こちらのほうは乾式化じゃなくて、床なんかを塗装等できれいにすると。

また、古い海側のほうのトイレは、保護者の方からも、ここはにおいがすごいですとか、そういうのを多々聞いてました。それについては乾式化で、そちらのトイレは全部しようというふうに計画しております。

また、小屋浦小学校についてはにおいもしないし、程度がすごく4校の中ではいいということで、乾式は行いません。

それと、坂中学校につきましては、グラウンド側の校舎、生徒がおったりするんですが、そちらのほうで避難者等の避難場所というところで利用している関係上もありまして、一応、そちらのほうは傷みぐあいもひどかったので、そちらのほうは乾式ですというふうな、ちょっとめり張りがついているんですが、そういうふうなので、少しでも経費を、費用対効果を考えながら、今回の工事は実施していきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） では、それらの工事を具体的にはいつごろまでに全部完了される御予定でしょうか。

○議長（川本英輔議員） 河本次長。

○教育次長（河本和彦君） お答えいたします。

今、想定している段階、業者等も決定していませんからですが、一応、夏休みまでには、3校については済ませたい。ただし、小屋浦小学校は1階、2階、3階で、1階部分が、今、みみょう保育園で園児さんが使っております。これを、今は予定ですが、伺っているのは、8月末までは使用するというので、工事が水を全てとめたりしないとできない関係上、そこは夏休みまでにできないということになりますんで、それ以降の休日とか冬休み等も工期に考えながら行いたいというふうに今は考えてお

ります。

○議長（川本英輔議員） 関連、大田議員。

○9番（大田直樹議員） 洋式ということで、今、伺って、この洋式について、今はウォシュレットというふうな、それらが常設みたいな感じですけど、学校の場合はどうなんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 河本次長。

○教育次長（河本和彦君） お答えいたします。

ウォシュレットについては、今回のトイレの洋式化の中では実施する計画とはしておりません。

理由としましては、ウォシュレットにすると、経費がすごく高額になるということが一点あります。まず、第一義的には学校はトイレも含めた教育の場所ということで、体の清潔、保健指導の教育からは必要ないというのを学校、校長、教職員等から伺っております。

今後、学校全体は老朽化はしております。これで今後とも老朽化に伴う長寿命化にどうしても取り組んでいかにゃいけんと。今後とも、経費を相当かけてでも長寿命化に取り組んでいくという方向性が見えております。ですから、今回も、子供の教育も第一義的に考えながら、町としても財源は有効活用していくために、今回は設置は行わないという決断をいたしております。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） 今回は設置しないということは、いずれはする可能性も出てくるのも示唆されておるのかな。いうのは、和式だったらお尻がつかないんですけど、洋式ですと、皆さんも御経験があらうかと思うんですけど、冬場なんかは冷たいですわな。そういったんで、やっぱり冬休みのちょっとの期間はいいですけど、1月、2月あたりは冷たくて、そういったところで、やっぱり便座なり温めんにゃいけんのじゃないかなというふうなことも考えられてきます。今、つけずにしても、つけたら、どうしても電気というのが必要になってくる。つけずに、じゃあコンセントだけでも、後々のことを思ったら、今する工事に付随してやっと思ったほうがいいんじゃないかというふうなことも考えられるんですが、そんなところはどうにお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 河本次長。

○教育次長（河本和彦君） お答えいたします。

今回、ウォシュレットは一応選択はいたしておりません。将来といたしますが、実際つけるかどうかはわかりません。ただ、今後、保護者等の要望、それが出る可能性はゼロではないと考えております。その場合、ウォシュレットにするのに電源と、今、大田議員はおっしゃいました。電源については、壁の中を電源をはわす工事というのは相当費用がかかります。ですから、LEDの工事をしますから、天井等から外づけで配線をおろす。それについてモール等で見えなく集中して目隠しみたいなのをしながら配線工事をするということについては、業者等に確認すると、それほど経費はかからないということで、将来的にそういう事案が、万が一発生する事案にも対応できるのではないかと、教育委員会としては考えております。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） ちょっと違うことも聞きたいんですが、今の関連で、便座の除菌なんですが、避難場所にもなるので、感染症の予防のためにも、壁に設置をして、除菌の器具を、そんなに費用はかからないと思うんですよ。そのことをちょっと考えていただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 河本次長。

○教育次長（河本和彦君） お答えいたします。

それについては、一応、経費的にもそんなにかからないというのはつかんでおりますので、そちらについては最大限検討するように、今からの詳細設計、業者が決定しましたらあるので、そちらのほうには提案していきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 37ページの小屋浦保育所用地、減額になっておりますが、その理由をお聞きをします。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） お答えします。

小屋浦保育所用地の減額については、地権者のほうと交渉いたしまして、購入でなく、月々の賃貸借料ということで交渉がまとまりましたので、今回、補正をしております。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） それで、24ページですか、小屋浦保育所賃借料金、これが

金額が載っておりますが、この金額は適切だと思いますが、確認します。どういうふうな経緯でこの金額になったかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） この用地については、従前、駐車場として使われておりました。その関係で、8台置かれておりましたが、8台の5千円分を確保するということで、その金額で賃貸借契約を結ぶということになっております。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 27ページの産業基地内の合併槽のことでお聞きします。

この基地のある下水処理は依然として合併槽なんですね。水産業の生産基地でありながら、この地区はなぜ水洗化されてないのか、まずそれをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

今の合併槽が存在しておりますのが、森山北漁業基地のところにございまして、そこに向けて、現在、下水道の本管部分がまだ途中の道路上までしか来ていないことから、合併浄化槽となっているものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） この地区は、もう坂で言うたら振興発展の開発地区、平成ヶ浜の一番端ですよ。この地区が坂町において、ましてや、先ほど言ったように、水産業、10個以上の水洗便所がついておきながら、ほいじゃあここに合併槽をつけとるのはなんだけど、その配管、マンホール、これはどこの権限があるのか、どこの管轄か、それを聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

こちらの地区につきましては、坂町が、当初、公共下水道を整備するに当たって、認可した地域の外ということになっておりまして、こちら下水の整備する対象の地区とはなっていないというところで、その手前まで下水管が来ているような状況となっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） もう23年もたつとるんですよ。そして、はいじゃあ地区が、マンホールもおたくの権限でないだったら、何で坂町のマンホール、梅が描いて、メジロが描いとるマンホールを十何基も据えるんですか。そうでしょ。私の言うのは、早うにこの地区を水洗にしてやらんと、カキ業者は壊滅しますよ。それを言うんよね。だから、このたび出したようなこれじゃなくて、350万円出すのであるなら、あつこへつないでやってくれいうんよね。本管との距離は何ぼあるんですか、教えてください。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

本管と現在ある合併浄化槽との距離でございますが、ちょっと正確にはあれですけども、30メートルから50メートルぐらいの間ではないかというふうには、こちらでは認識しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 確かにそれぐらいです。合併槽の最終マンホールが、私がかつた限りでは32メートルあります。たかが32メートルをつないでやれば、堂々と坂町、ここには改善命令が出とるんですよ。その改善命令が出たのはいつか。盆前でしょ、おたくらに来とるのは。何で9、10、11、12まで引っ張るんですか。早くにしてやるべきですよ。その配管ができんのであれば、まず、今、合併槽のこの出してやって、早くに改善してやって、その後、もう一度でいいから、たった30メートル、40メートルの配管だったら、早うつけてあげてください。そうせんと、世間から笑われますよ。今、誰も来とらんけど、これで世間の人がいたら、坂のカキなんか誰が買うんですか。そうでしょ。合併槽から出る水というのは、どういうのか、おたくらも、衛生法、民生課とどっかよね、あの辺の係に聞いたらわかるはずですよ。わしも浄化槽を埋める免許も、皆、持つとるけど、わかつとるんですよ。私の言いたいのは、これだけの、今、12あるんですか、配管が、水洗使つとるのが。その人らが、何ぼ規制があろうとなかろうと、この町の隣にあつて、それが水洗化されとらん自体がおかしいんですよ。だから、それでもできんのであるなら、とにかく今のお金を出して、合併槽を基準まで戻してやって、それでも改善命令が来るはずですから、そのときには、今のうちから、町長にも言います、予算を決めて、この地区にはやっ

ぱり水洗化はやってやってもらいたい。そうせんと、坂町の恥になりますから、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

このたびの補正予算を計上するに当たりまして、まず、漁協施設を実際に利用されます漁業組合との調整のほうも行っております。その中で、下水の本管をここに引けないかということもあわせて検討を行っていたところでございます。中で、確かに距離では、先ほど議員のほうからも三十二、三メートルだという御指摘のほうございましたが、この中には海のほうへ向かいまして、中学校のほうから出ております道路の排水路が地下のほうにございます。そうなりますと、ここに下水道を横断させるためには、土かぶりの関係、それから排水能力の関係ということで、汚水の処理ポンプの設置も必要となってまいります。そうした結果、これらの下水を引くに当たりましては、費用のほうで4千万円ほどかかるのではないかとこちらのほうでは試算しております。

これとあわせて、今の合併浄化槽のほうを新たに交換するということであれば、こちらのほうはおおよそ1,200万円弱でできるということで、かつ、環境省の補助金メニューとして、環境に優しいCO₂等の削減のメニューの申請を行えば、そちらのほうからも幾分か補助金のほうがいただけるということをあわせてお伺いして、協議を行った結果、このたび、合併浄化槽を新たに新設するというにしました次第でございます。

また、このたびの合併浄化槽につきましては、施設が非常に老朽化しておりまして、議員のほうもおっしゃられておりました急を要すると、改善命令も出ているといったことで、年間の維持費のほうで対応してまいりましたけども、そちらのほうももう限界であるということ判断して、新たにやりかえるという判断に至ったわけでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 37ページのふるさと自然のみち災害復旧工事についてお聞きします。

この3千万円計上されておりますが、工事内容についてお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

工事内容といたしましては、上条地区から延びます水尻ルートのみちのふるさと自然のみちの平成30年7月豪雨災害で損傷した箇所につきまして、のり面、また、遊歩道の再整備を行いまして、原状復旧を行うものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員、番号を言ってください。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 一応、工事内容については、のり面も含めてということでした。それで、この災害復旧・復興プランの中にも町のほうから単なる復旧でなく、創造的な復興とか、あるいは被災前より安全・安心なまちづくりを目指すという方針を掲げておられます。そういう方針のもとに、今回、この被災した遊歩道、ここら辺は工事内容はそういうような目的で、のり面とか、あるいはそのほかのところの補修も含めてやられると認識してよろしいんですか。

○議長（川本英輔議員） 西谷課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

こちらのふるさと自然のみち災害復旧工事につきましては、議員さんがおっしゃったような、再び災害が起こらないような、そういった急傾斜をするものではなく、あくまでも遊歩道の原状回復というところの工事となっております。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 今の答弁では、町の方針とちょっと外れとるんじゃないかと。もっとそこら辺の、のり面には被災のときの土砂も残るとるはずで。ちょっと今から気候変動が激しいというような予測も出ております。ちょっと大雨が降ると、またのり面から土砂が流出して、遊歩道の機能を失うということが考えられるんですが、どのようにお考えですか。

○議長（川本英輔議員） 西谷課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） 遊歩道につきましては、水尻ルートのみならず、いろんな遊歩道がございます。その遊歩道は箇所的にも山のほうにあるわけございまして、その山のほうにあるさらに上に崩れていないところ、崩れているところも含めて、全てのり面の急傾斜を行うことは、費用対効果も考えまして、ちょっと現実的ではな

いのかなとは思いますが。その際に、また雨とか降った後に、そこの遊歩道等がまた破損した場合においては、今回のように災害復旧工事で原状回復を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員、議席番号。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 今から崩れたら、その箇所は直しますよというのは、先ほど言いました町の方針とはちょっとかけ離れとるいうように思われます。そこら辺をもうちょっと町の方針にありますように、創造的な復興をやってもらいたい。雨が降るといのは、今からの各学者とか関係者は、もっと天候は、気象条件は厳しくなりますよと、公然と言われとるわけです。そういうもとに、創造的に復興を目指そうとすれば、当然、のり面のところも手がけんと、安全・安心な遊歩道というのは確保できないと思うんで、もう一度、そこら辺を検討して、せっかく3千万円を出すんですから、もう少し追加して、本当に安心・安全な遊歩道をつくっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 西谷課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

議員さんがおっしゃったような、このたびに限らず、崩れそうなところを全部やるというところなんですけども、このたび崩れたところの災害復旧工事につきましては、国からの援助もございます。そういった観点があって、3千万円で計上させていただきましたが、今から崩れる予測であるところをやるとなれば、またその分、一般財源が必要となります。このたびのふるさと自然のみちにかかわらず、道路、また公共施設等の安全を確保するために、のり面等をうまいぐあいに改修というか、崩れないようにするというふうなお話でありましょうが、やはり優先順位がございます。まず、人の命にかかわるところや、そういう家屋が多いところ、またその辺を土木方面で協議しながら、優先順位をつけながら、そういったところについては、国の援助を仰ぎながら工事のほうを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 最後に、今回はふるさと自然のみちの水尻、ベイサイドビー

チのベイサイド遊歩道になつとるわけです。ここで6カ所が対象になっております。そのほかまだまだ坂町には遊歩道がたくさんあります。そこら辺を安全・安心して遊歩道を歩いてもらうというために、引き続いてそこら辺の残った遊歩道については、どのように、いつごろやっていくかという計画はありますか。

○議長（川本英輔議員） 西谷課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

遊歩道につきましては、昨年の災害以降、職員が歩けるかどうか確認しております。その中で、歩けないほど崩落したものにつきまして、このたび、ふるさと自然のみちの災害復旧工事で修復するものでございます。

町といたしましては、毎年、職員のほうが遊歩道等の管理を行う、また、遊歩道の管理業務を業者に委託しながら、歩けるような状態を保っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 先ほどから出ておりますふるさと自然のみち災害復旧工事、この工事をされるとしたら、この工期、いつごろを考えておられるのかお願いします。

○議長（川本英輔議員） 西谷課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

工期としましては、発注以降、約半年間かかるものではないかと考えておりますが、その分につきましては、また入札後、業者と話し合いながら、適宜、工事を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 先ほどの出下議員の関連なんですけど、遊歩道、これをちょっとお聞きするんですが、僕も、きのう、全部走破してみたところが、あの上を通るんじゃない。そしたら、今、つくりよる、できとったあの橋がありますね、下の崩れたところ、堰堤の上。あそこはどうなるか聞かせてください。今、それが、あそこは僕も上まで上がってみると、全部あの遊歩道を歩く方ですかね、植田の方もおりました。堰堤の中も階段を全部つけて、一生懸命くわとスコップを持って階段をつけてますよ。上は通れんけど。そしてあとも大方通れるようにしとるんじゃないけど、この下のあの橋

のところは、堰堤はどうするのか、遊歩道の、これを聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

今の橋の件は植田の橋でよろしいですかね。植田の橋に関しましても、災害復旧のほうで直す予定としておりますが、今現在、橋梁自体の下部部分の設計中ということで、こちらのほうはまだ、今、発注準備をしているところでございます。

また、県のほうよりお聞きしております治山ダムがそちらのほうにございます。こちらのほうの土砂撤去事業につきましても、相次ぐ不落、不調のほうで、今現在、入札のほうは調整中というふうに向っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） この件で植田の堰堤、私も何度も言うけど、あそこは実質的には13メートルですが、丸太が依然として堰堤の中から、たった一本ですよ、車が入るんだから、ユニック1個ずつと積める。前にも私が言ったように、あれも、結局、遊歩道をするのであれば、あれが流れたら、今度は下の堰堤まで響きますから、やはりそれぐらいの費用があるんだったら、あの丸太の一本ぐらい、5万円のユニックを連れて行って、おたくら2人ほど連れて行ってやればできるような工事なのにね。あれはのけときなさい。誰が見ても、あそこを通るときに、恐ろしいあの丸太がある。あれは災害があってから、僕ももう3度も4度も言っとるけど、依然として同じになっとります。その辺もよく見といてください。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） 御指摘の案件、よく現地を確認させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 20ページお願いします。

20ページの間部分にバス乗務員の賃金が120万円ぐらいあるんですが、これ、約、大体想定ですけども、1千万円が1,200万円に今回なりそうな感じなんですが、何があったんですか、これは。

○議長（川本英輔議員） 西谷課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

こちらのバスの乗務員につきましては、令和元年度末あたりに、今、雇っているバスの乗務員の方がやめられるという情報を伺っております。その方がやめてすぐに次の方が乗られるというわけにはいかないので、その方の試運転というか、練習する時間等も含めまして、こちらの費用を計上させていただいております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 30ページをお願いします。

30ページ、下から2番目、坂駅駐輪場の管理業務がマイナスの230万円になっているんですが、この理由を教えてください。

○議長（川本英輔議員） 西谷課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

こちらの駐輪場の管理業務につきましては、入札を行った結果、減額となったものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 約1,100万円ぐらいが2,300万円の減額だから、750万円になったんですか、これは。約1千万円の予算じゃなかったと思うんですけども、その辺はどんなでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

議員さんおっしゃった1,100万円余りがこちらのように減額となっております。理由といたしましては、こちらの契約につきましては、長期継続契約で2カ年の契約になっております。やはり長期継続契約というところで、町の積算部分に対しまして、安く契約できるというメリットがございます。そちらのほうがかとし確定いたしましたので、これだけの減額となったのが実情でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 31ページで防災行政無線の改良工事というのがあるんですけども、今、戸別受信機がかなり出とるわけなんですけど、それが受信できないというような声がちょこちょこあるんで、そういったこと等も含めてのこの改良工事なんですかね。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

このたびの改良工事につきましては、鯛尾地区の方が戸別受信機を、今、貸与されておるんですけども、これは全く、今、聞こえない状態です。そのため、親機のほうにアンテナと、それで分配機を設置して、鯛尾地区で戸別受信機が聞こえるように改良工事するものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 窪野議員。

○8番（窪野純敏議員） 29ページの3番の道路改良新設費のことなんですけど、久保田川、あそこを、今、先日の話を聞くと、今度、児童の施設ができますね。その前、今、駐車場になってますよね。そしたら、ようけ費用もかからんのじゃ思うんじやが、あの下、総頭橋の家が後ろへ下がるわけにはいかんのですか、お願いして、あいとるんだから。そうすれば、あの総頭川は広くなって、そうせんと、あそこだけ広げたんじや、また下が狭いような気がするんですけど。

それと、右側の川を渡ったすぐのところ、町の町有地がありますね。あの辺のをどうやるのか、もう一遍、聞かせてもらえれば思うんですけど。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

最初のお話しの中で、家屋というお話があったんですけども、ちょっとこちらのほうはなかなか難しいというふうにはこちらでは考えております。

二つ目が橋の右側の町有地のほうですかね。そこについては、今、活用するということがちょっとございませんで、またそこらは今後の道路状況を見ながら考えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっとページがまた戻って申しわけないんですけど、31

ページのほう、消防費でやはり土砂災害ハザードマップ作成業務212万3千円、これはもう完了したからという理解でいいんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 契約が完了した執行残でございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと確認したいんですが、結局、この費用はトータルで幾らかかったんですか、これで。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） ハザードマップの契約金額、まだこれ作成はできてはないんですけども、契約金額で403万7千円です。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 403万円かけて、これ、委託でやったんですが、ちょっと聞きたいのは、その前からつくりよったんかな、災害の前から。ちょっとこの活用する効果というんですかね、403万円の、災害前にちょっとこれ部分的に坂、横、小屋浦とつくっていきましたよね。少しは効果があったんかの思ったんですが、今からなんか、その辺はどういうふうに考えとってです。全戸に配布したのは多分あったと思うんですが、それが効果として意識づけ、意識が高くなったのか、みんなしっかり見とるんか、その辺はどういうふうに考えておられますか、当局として。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） このハザードマップにかけまして、まだ土砂災害として小屋浦地区にはできておりませんでした。今、これを400万円かけまして、全世界帯にそれぞれに配っていきこうと思うんですけども、やはり、皆さん、そういうハザードマップを見ていただいて、自分の家がどういうふうに危険なのか、それともどうなのかいうところで、そういうところをまず皆さんに知ってもらって、それから避難につながるように進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっともう一点、その件で、ハザードマップが少し変わってくるのかなと。要は、砂防堰堤、治山ダムあたりをたくさんつくるから、大分違

ってくるんだろう思うんですが、その辺のはまた見直しをされるというような感じになるんですかね。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） ハザードマップには色が赤とか黄色とかついておりまして、赤だったら危険ですよというのが、今からこういったダムができることによって、黄色になることもあります。そうなると、また見直しをかけていこうと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第70号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第70号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩をいたします。

（休憩 午前11時30分）

（再開 午前11時40分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第12 議案第71号「令和元年度坂町国民健康保険事

業特別会計補正予算（第3号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第71号「令和元年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成30年7月豪雨による国民健康保険税の災害減免に伴う収入減、令和元年度事業費の見込みに基づいた補正計上を行ったもので、既定の予算総額に220万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億2,192万8千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、国民健康保険税1,400万3千円の減額は、平成30年7月豪雨に伴う減免により計上いたしました。

国庫支出金、国庫補助金101万2千円の増額は、国民健康保険システム改修費に伴う国庫補助金の交付見込みにより計上いたしました。

10ページの県支出金、県補助金1,473万9千円の増額は、平成30年7月豪雨に伴う県補助金の交付見込みにより計上をいたしました。

繰入金46万1千円の増額は、国民健康保険システム改修費に係る一般会計繰入分を計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

11ページの総務費、総務管理費147万3千円の増額は、国民健康保険システム改修費に対する執行見込みにより計上をいたしました。

保健事業費、特定健康診査等事業費73万6千円の増額は、実績見込みにより計上いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 歳入のほうで、先ほど説明がありましたマイナスの1,400万3千円ということと、10ページの県の補助金1,449万3千円、これで減免分が補填されたということの考え方でいいんですか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 議員がおっしゃるように、減免分が補填はされておりますが、それだけではございません。また、最終的には決算後に全て歳入が決定するという御理解をいただきたいと考えております。お願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 11ページ、歳出のほうの11ページです。

ここに特定健康診査等事業費が73万6千円追加補正されとるんですが、これはふえとることはどういう要因によるものですかね。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 特定健康診査の委託料の増につきましては、当初予算では550名を予定をいたしておりましたが、今年度、見込みが100名ふえまして、650人を見込んでおります。この要因といたしましては、当初予算のときに上げさせていただいておりました未受診者勧奨、これを国保連が統括しておりますAIによる勧奨を実施した結果、100名ほどふえたものと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 今、650名を予測されているということで、ええ話なんですけども、これは約1,021万3千円になるんですね。これで特定受診率というのは幾らぐらいの想定をされているんですか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 今年度は集団健診は終了いたしました。個別健診が終了いたしていません。このたび、この100名がふえたことによって、0.5ポイントは上昇すると見込んでおります。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 尾崎議員。

○1番（尾崎 光議員） 減免制度はことしの12月までと伺っております。この先の予定をお聞きしたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 議員の御質問は、今現在、国民健康保険の医療機関で払う一部負担金、これを坂町独自がことしの7月から12月末まで延長している、こ

れを今後どうなるのかという御質問でございます。

ただいま検討中でございますので、いましばらくお待ちいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第71号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第71号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第13 議案第72号「令和元年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第72号「令和元年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入の収入見込みに基づいた補正計上を行い、また、職員の給与改定等による給与の調整をいたしたことにより、既定の予算総額に39万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億3,264万5千円といたすものでございます。

4ページの地方債補正につきましては、町債、災害復旧債の限度額を変更いたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入につきまして、9ページの国庫支出金、災害復旧費国庫負担金では、国庫負担率のかさ上げに伴い444万円を追加計上いたし、繰入金、一般会計繰入金45万9千円の増額は、歳入歳出予算の補正により計上いたし、町債、災害復旧事業債450万円の減額は、国庫負担金の増額に伴い借入金を変更をいたすものでございます。

次に、歳出につきまして、10ページの総務費、一般管理費では、職員の給与改定等によりそれぞれ計上いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 今、御説明あったんですけども、9ページ、歳入のほう、これは一番下の町債のマイナスの450万円の減は、上の国庫負担金が444万円あるから減らしたんだということによろしいですか。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

議員さんおっしゃるように、国庫負担金の増額によりまして、借入額を減額するものでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第72号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第72号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第14 議案第73号「令和元年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第73号「令和元年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成30年7月豪雨による介護保険料の災害減免に伴う収入減、令和元年度事業費の見込みに基づき補正計上を行ったもので、既定の予算総額に176万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億4,544万1千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、介護保険料421万1千円の減額は、平成30年7月豪雨に伴う減免により計上をいたしました。

国庫負担金33万8千円の増額、国庫補助金7万円の増額、支払基金交付金45万6千円の増額、10ページの県負担金21万円の増額、一般会計繰入金28万6千円の増額、基金繰入金461万7千円の増額は、保険給付費等の実績見込みに基づき、法定負担割合等により算出し、計上いたしました。

次に、歳出について御説明申し上げます。

11ページの総務管理費7万6千円の増額は、通信運搬費の実績見込みにより計上いたしました。

介護サービス等諸費70万円の増額、介護予防サービス等諸費99万円の増額は、それぞれの実績見込みにより計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 9ページ、要は減免したことが421万1千円あるよということの説明なんです、裏のほうに県の負担金、補助金というのが、これに対するものがないように感ずるんですが、その辺の感じはいかがでしょう。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

先ほど国民健康保険税のほうは交付予定があるということで計上させていただいておりますが、やはりこの会計別によって、交付申請の時期が異なっております。まだ介護保険につきましては、この保険料の減免に対するものの交付申請等を行っておりません。このたびはそこの部分を準備基金のほうの繰入金461万7千円という増額をさせていただいておりますが、たちまち今ここで対応をさせていただいている状況でございます。最終的にはこの保険料を減免した額は県のほうから入ってまいります。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと9ページの一番上に説明欄があるんですが、多分、これ特別徴収が1,500から、今度は普通徴収に1,100万円入るとるから、四百幾らだなというのはわかるんですが、ということは、特別徴収、天引き分をゼロにして、何ぼか、幾らかを払いにきてもらったというような、減免の絡みで、そんな回し方をされたと理解していいんですか。

○議長（川本英輔議員） 大畠税務住民課長。

○税務住民課長（大畠英司君） お答えいたします。

議員さん言われるとおりでございますが、年金天引きの仕組みが、2カ月に1回の年金で決まった額が振り込まれる、社会保険料も引かれるという仕組みになっておりまして、この災害によって、今まで払っていた、天引きされていた額が変わるとなると、年金特徴から、一旦、普通徴収に変えないと、年金機構のほうもそれでは対応できないということで、総額では420万円マイナスになっておりますが、もともとは年金特徴の人が額が変わったと、減ったということで、普通徴収に変わったという意味合いで、総額では一緒なんですけども、そういう意味で、災害減免は420万円マイナスになっとるんですが、普徴部分は、特徴から回ってきた、移行されたものがふえたという認識でございます。



以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 被災者の方が、今回、はがきが来たでいうていうふうなことの苦情みたいなことが入ったんじゃないけど、まさにそれが特徴から普通徴収に変わったということで、気を悪うしたんだとかいうていうふうなことを言いまして、気を悪うしたんじゃないんじゃない、今のことでええんじゃない、だから。普通徴収に切りかえたということで、したがって、未納のはがきが来たんだというふうな考え方でよろしいんですね。

○議長（川本英輔議員） 大島課長。

○税務住民課長（大島英司君） 議員さんおっしゃるとおりでございます。ただ、いつも誤解を招きまして、通常、年金天引きとか給与天引きでなれているところが、ある事情で普通徴収に変わったときの第1期目が、本人はもう払っているつもりであって、それが未納になるという誤解というか、それに関する質問は電話等で、その時期は今回も災害のときに多くありまして、御迷惑をかけましたが、中身的に言いますと、今、私が言ったように、議員さんおっしゃられるように、必要性で、そういうケースは特別徴収から普通徴収にならざるを得ないんで、その辺は御理解をいただきたいと思えます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第73号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第73号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第15 発議第5号「議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

瀧野議員。

○8番(瀧野純敏議員) 発議第5号「議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

昨今の経済状況を反映し、民間の給与、賞与の水準が上昇していることから、このたびの人事院及び広島県人事委員会の勧告に準じ、議会の議員期末手当6月分及び12月分の支給月数をそれぞれ0.025カ月、年間で0.05カ月分引き上げるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用いたします。

以上、説明を終わります。

○議長(川本英輔議員) この発議の提出者は議員11名です。

質疑、討論は省略し、直ちに採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 発議第5号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

発議第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) お諮りします。

議事の都合により、本日の会議はこれまでとし、延会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

本日は、これをもって延会といたします。

再開は、あす、12月6日午前10時とします。

よろしく願いいたします。お疲れさまでした。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

（延会 午後0時01分）